

芦屋市からのお知らせ

～ごみ出しルール徹底のお願い～

●芦屋市指定ごみ袋をご使用いただくごみ

- ・燃やすごみ（週2回）
- ・その他燃やさないごみ（月2回）

ルール違反のごみは収集できません

（ごみ分別の徹底と芦屋市指定ごみ袋の使用をお願いします）

違反ごみ袋は収集できないため、置いていくこととなります。

ステーションをお使いいただく近隣の方へ迷惑とならないよう、
指定ごみ袋の使用と、ゴミ出しルールを順守してください。

一層のご理解とご協力をお願いします。

芦屋市の指定ごみ袋を使用されていない違反例



芦屋市からの
大切なお知らせ

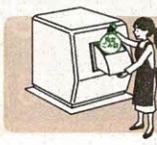
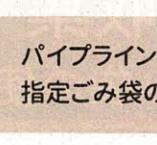
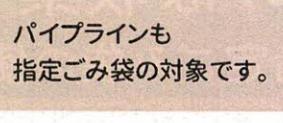
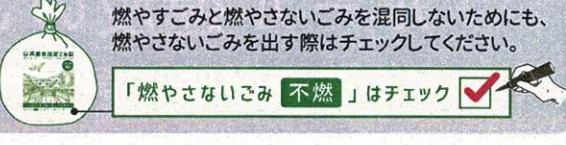
令和5年10月1日から 指定ごみ袋制度が始まります。

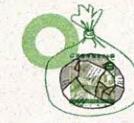
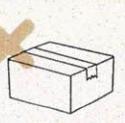
ごみの分別を推進するために、
指定ごみ袋制度を導入します。
下記のルールに従って、「燃やすご
み」と「その他燃やさないごみ」は、
指定ごみ袋でごみ出してください。

【お問い合わせはこちら】
環境施設課 0797-32-5391

指定ごみ袋を使ってごみ出しするごみ

(指定ごみ袋でなければ収集されなくなります。)

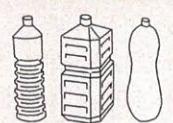
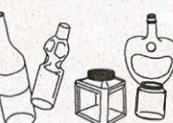
指定ごみ袋を 使って ごみ出しするごみ	燃やすごみ		その他燃やさないごみ	
	生ごみ類	資源にならない紙類	金属類	小型家電類
 	 	 	 	
 	 			

注意事項	カラス対策として 指定ごみ袋の中に 段ボールを使う。	カラス対策として 指定ごみ袋の中に生 ごみを新聞でくるむ。	内袋は使用可能。 (必要最低限)	燃やすごみと燃や さないごみを混ぜ ない。	黒い袋などで全体 を隠すのは禁止。	他の袋は 使わない。	段ボールに直接 入れるのは禁止。	指定ごみ袋を利用 していることが分か らないのは禁止。
	 							

*1辺が50cmを超える燃やすごみ、1辺が30cmを超えるその他燃やさないごみは、従来どおり粗大ごみとなり、家庭ごみステーションに出すことはできません。

指定ごみ袋を使わなくても良いごみ

資源ごみは今までどおり、**指定ごみ袋を使わなくても、レジ袋等でもごみ出しすることができます。**

紙資源	ペットボトル	缶	ビン
			

販売店情報

指定ごみ袋はどこで
売ってるの?



チャットボット

ごみの分別が分から
ない場合はこちらから。



分別の実態

指定ごみ袋の導入理由でもある
芦屋市の分別の状況です。



ハンドブック(handbook)

各種ごみのハンドブックは
こちらから。

